

災害時預貯金口座照会のお申込みにあたって

預金保険機構

災害時預貯金口座照会※をご希望の際は、「災害時預貯金口座照会利用規定」及び以下内容をご確認いただき、ご同意の上お申し込みください。

※「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」ほか関係法令に基づく災害時における預貯金口座に関する情報の提供

◆ 災害時預貯金口座照会とは

○ 災害地域に居住していた預貯金者は※¹、預金保険機構に対して※²、指定する金融機関が管理する全ての預貯金口座（マイナンバーに紐づくものに限る）の情報を求めることができます。

○ 預金保険機構は、お申込み時にご提示いただいた情報に基づき、金融機関に照会した結果をお申込みの金融機関の店頭にて通知します（原則当日中）。

※¹ 災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において居住していた預貯金者又はその代理人等。

※² 預金保険機構は、お申込みの受付事務を金融機関に委託しています。

◆ お手続きの流れ

1. お申込み	<p>▶ 金融機関においてお申し込みください。</p> <p>※ お取引のない金融機関でもお申し込みできます（預金保険機構の委託先に限ります）。</p> <p>※ お申し込みできる期間は、行政庁が定める日までの間となります。</p> <p>▶ 必要書類をご提出ください。</p> <p>※ 「申込書」及び「個人情報の第三者提供に係る同意書」は金融機関に所定様式がございます。</p> <p>※ 「番号確認書類」については、別紙をご参照の上ご用意ください。</p> <p>※ 「本人確認等の書類」は、別紙をもとに金融機関へお尋ねください。</p> <p>▶ お申込み受付後の取消し・訂正・変更等はできません。</p> <p>▶ 照会手数料はかかりません。</p>
2. 結果通知	<p>▶ お申込みいただいた金融機関の店頭にて、原則当日中に、口頭・書面・電磁的方法により通知します。</p> <p>※ 通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号等です（口座の残高は含みません）。また、普通・当座等の預貯金が通知されます。（全ての種類の預貯金が通知されるものではありません）。</p>

◆ 個人情報の取扱い

お申込み時に金融機関へご提出いただいた個人情報は、法律等に基づく方法で一定期間保管した後に抹消します。

◆ お問い合わせ先

➤ 災害時口座照会制度及び口座管理法全般に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 平日 9:30~20:00 / 土日祝 9:30~17:30

以上

◆ お申込みに必要な資料

1. 災害時口座照会申込書（様式）
<p>誤りや漏れがないようご記入ください。</p> <p>※ 情報をお調べするために必要な項目に記入漏れがある場合は、受付できません。</p> <p>※ お申込み受付後は、ご記入内容の訂正を行うことができません。</p>
2. 個人情報の第三者提供に係る同意書（項番1. の裏面）
<p>内容をご確認の上、ご記入ください。</p>
3. 個人番号の確認書類
<p>個人番号の確認書類として、以下いずれか1点をご用意ください。</p> <p>マイナンバーカード／住民票の写し（個人番号表示を指定したもの）／住民票記載事項証明書（個人番号表示を指定したもの）／通知カード（ただし、他の本人確認ができる運転免許証等の提示があり、氏名、住所及び生年月日が通知カードの記載と一致している場合）</p>
4. 本人確認書類
<p>お申込者の本人確認書類として、以下（1）もしくは（2）のいずれかをご用意ください。</p> <p>（1）顔写真付きの公的書類のうちいずれか1点の原本（主なもの）</p> <p>マイナンバーカード／住民基本台帳カード／運転免許証／運転経歴証明書（2012年4月1日以降交付のもの）／在留カード（有効なもの）・特別永住者証明書（同証明書とみなされる外国人登録証明書を含む）／上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があるもの</p> <p>（2）顔写真のない公的書類のうちいずれか2点の原本（主なもの）</p> <p>各種健康保険被保険者証・資格確認書／在留カード・特別永住者証明書等／国民年金手帳（基礎年金番号通知書は対象外）／母子健康手帳 等</p> <p>※前記（2）確認資料1点と、以下確認資料1点でも確認可能です。</p> <p>住民票の写し（住民票の記載事項証明書）（注）／戸籍の附票の写し（2022年1月11日以降に発行された出生の年月日の記載のあるもの）（注）／印鑑登録証明書（当該実印をお取引に使用する場合を除く）（注）／国税又は地方税の領収証書（注）／納税証明書（注）／社会保険料の領収証書（注）／公共料金の領収書（注）</p> <p>（注）本人名義かつ現住居の記載があり、発行日付・領収日付等が6か月以内のものに限ります。</p>
5. 代理人等確認書類
<p>代理人等の方がお申込み手続きをされる場合、お申込者（口座名義人）・代理人等自身の本人確認書類に加え、代理人等としてお申込みの任に当たっていることの確認のため、以下のいずれかをご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> お申込者の同居の親族又は法定代理人であることを証明する資料 お申込者が作成した委任状その他お申込者のためにお申込みの任に当たっていることを証する書面（お申込者に電話をかけることその他これに類する方法により確認できることでも可） その他の理由によりお申込者のためにお申込みの任に当たっていることが明らかであること

1. 適用範囲

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号。以下「口座管理法」という。）ほか関係法令に基づく災害時における預貯金口座に関する情報の提供については、この規定により取り扱います。

2. 災害時預貯金口座情報提供の依頼対象の範囲

- (1) 口座管理法に基づく、災害時における預貯金口座に関する情報の提供の依頼（以下「本提供依頼」という。）の受付においては、依頼を行った者が口座情報の有無についての確認対象として指定した金融機関（以下「確認対象先金融機関」という。）への照会時点で付番（特定の金融機関が管理する当該預貯金者を名義人とする全ての預貯金口座について、当該金融機関が法令等に基づき当該預貯金者の個人番号を利用して管理することをいう。）が完了している預貯金口座を対象とします。
- (2) 口座の種類は、普通・当座等の預貯金を対象とします。なお、譲渡性預貯金、仕組預貯金、外貨預貯金等は原則対象外となり、その他の定期預貯金等は確認対象先金融機関の判断により対象とする場合があります。
- (3) 預貯金口座に関する情報は、「金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号、預貯金者名」を対象とします。なお、当該預貯金口座の残高は対象外です。

3. 災害時預貯金口座情報提供の依頼者の範囲

本提供依頼は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に、当該災害が発生した日において居住していた預貯金者、又は当該預貯金者の代理人等（以下「依頼者等」という。）に限って行うことができるものとします。

4. 災害時預貯金口座情報提供の依頼の受付

本提供依頼は、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域における同条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して行政庁が定める日までの間、預金保険機構（以下「機構」という。）が業務を委託した金融機関（以下「委託先金融機関」という。）の窓口営業時間内に受け付けます。

5. 災害時預貯金口座情報提供の依頼の成立と提供業務の履行の完了

- (1) 委託先金融機関が依頼者等からの本提供依頼を承諾した時に依頼が成立したとします。本提供依頼の成立後の依頼の取り止め、依頼内容の変更はできません。
- (2) 確認対象先金融機関から本提供依頼に基づく通知を受けた照会結果について、委託先金融機関の店頭にて依頼者等に通知（第6条第2項に基づく通知を含む）した時点で災害時預貯金口座情報提供業務の履行が完了したとします。

6. 照会結果の通知

- (1) 本提供依頼に基づく確認対象先金融機関から通知を受けた照会結果について、委託先金融機関の店頭にて、原則として、当日中に口頭で通知します。
- (2) 委託先金融機関から確認対象先金融機関への通知を行った日の翌営業日までに当該金融機関から回答がなかった場合にも、当該金融機関が預貯金口座を管理していない旨を通知します。
- (3) 照会結果は、情報提供依頼の受付時の内容及び確認対象先金融機関からの回答に基づくものであり、個人番号による管理が行われている預貯金口座の情報のみとなります。
- (4) 照会結果は、依頼者の口座の有無及び内容を証明するものではありません。

7. 口座照会内容の照会等

- (1) 委託先金融機関が機構に通知した本提供依頼の内容について、機構、委託先金融機関又は確認対象先金融機関から依頼者等あて照会する必要がある場合には、災害時預貯金口座情報提供業務の履行の完了前後を問わず、依頼者等あて照会を行うことがあります。
- (2) すみやかに回答しなかった場合又は不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。

8. 免責事項

- (1) 次の各号の事由による本提供業務の履行不能、処理遅延等があっても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。ただし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関に故意又は過失がある場合を除きます（本項から第4項まで同じ）。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関が利用するコンピュータ・システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- (2) 本提供依頼の内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (3) 本提供依頼の結果に関連して、依頼者等と第三者の間で紛争が生じた場合、依頼者等が自己の責任で当該紛争を解決するものとし、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は責任を負いません。
- (4) 本提供依頼に関連して、依頼者等に費用負担が生じたとしても、機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は負担しません。

9. 個人情報の取扱い

機構、委託先金融機関及び確認対象先金融機関は、本提供依頼に際し取得した依頼者等

の個人情報（特定個人情報を含む。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に従って管理します。

10. 合意管轄

本規定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

11. 規定の変更

- (1) 機構は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 の規定により本規定の変更をすることができるものとします。
- (2) 変更する場合、機構は、委託先金融機関の受付時における通知その他の適切な方法により周知することとします。

以上